

医療費助成制度のお知らせ

市では、乳幼児、(心身に重い障がいのある方、ひとり親家庭の方などに)医療費の助成を行っています。これは、病院などにかかったときに支払う医療費の自己負担額の一部を市が助成するものです。

受給者証をお持ちの方

現在お使いの医療費受給者証の有効期限は今年7月31日までで、新しい受給者証は7月中旬から下旬にかけて郵送する予定です。

左記のどれかに該当する方は、平成24年分所得などの確認書類の提出を個別にお願いしています。

まだ提出をしていない方には、受給者証の交付ができませんので、速やかに提出してください。

①平成25年1月2日以降に伊達市に転入された方

②世帯の主たる生計維持者の方が伊達市外にお勤めするとき

③世帯の主たる生計維持者の方が伊達市外にお住まいのとき

提出書類
平成25年度所得・課税証明書か平成25年度市(町村)民税・道(都府県)民税特別徴収税額の通知書



また、平成25年度住民税申告(平成24年分確定申告)をしていない方は、申告をしてください。

収入がない方や障害年金・遺族年金受給者の方(課税収入がない方も住民税の申告が必要です。

保険医療課医療給付係(市役所1階③番窓口)か、大滝総合支所で受け付けします。

新しく申請する方

新たに対象になる方は、健康保険に加入している下記の表に該当する方です。忘れずに申請手続きをしてください。

※この場合も所得制限があります

手続き方法
健康保険証、身体障害者手帳か診断書・療育手帳などを窓口まで持参し、申請してください。

※転入された方は、所得・課税状況・扶養人数がわかるもの(所得・課税証明など)が必要です

※申請時の届出内容(住所や加入している健康保険など)に変更があったときは、速やかに届出をしてください

制度区分	医療費助成の対象	助成の内容
乳幼児等	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校就学前の乳幼児の入院・通院にかかる医療費 ●小学生の入院・訪問看護にかかる医療費 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民税課税世帯の方は、自己負担が1割負担
重度心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳の交付を受け、障害等級が1級・2級・3級の内部疾患(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいのある方)に該当する方 ●重度の知的障がいと判定・診断された方(療育手帳でA判定) ●入院・通院とも対象 ●精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方は、通院のみ対象 	<p><月額上限></p> <p>入院 44,400円 通院 12,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満の乳幼児と帯の方は、自己負担が初診時一部負担金のみ
ひとり親家庭等	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等の世帯で18歳に達する年度末までの児童(引き続き特別支援学校の高等部〔専攻科を除く〕に就学している児童は在学期間) ※18歳以上の児童で進学などで引き続き扶養されている場合は、申請により20歳に達する月まで対象 ●入院・通院とも対象 ※この児童を扶養している母(父)は、入院した場合のみ対象 	<p><初診時一部負担金></p> <p>医科580円 歯科510円 柔道整復(乳幼児除く)270円</p>

問

保険医療課
医療給付係
(市役所1階③番窓口)

☎23-3331

内線280・287

医療費が高額になり、高額療養費が発生したとき、高額療養費を含む自己負担額は受給者に代わって市が支払っています。

そのため、加入している健康保険から直接皆さんに医療費が支給されたときには市に返還いただくことがあります。

また、市が皆さんに代わって高額療養費を請求するため、受領委任の書類などをいただくことがあります。

※入院する(した)場合は、加入している健康保険に申請し「限度額適用認定証」の交付を受ける手続きをしてください

限度額適用認定証って?

受診時に医療機関の窓口に表示すると、医療機関に支払う自己負担額(保険診療外の費用や食事代などを除く)が一定の額になります。年齢などの条件がありますので詳しくは担当へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証などが新しくなります

保険証

現在お使いの保険証の有効期限は今年7月31日までで、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証がお手元に届きますので、現在お使いの黄色の保険証を破棄し、新しく届く「ピンク色」の保険証をお使いください。

新しい保険証の有効期限は、来年7月31日までです。期間内に紛失したり汚れたときは再交付をしますので、担当課窓口へお申し出ください。

減額認定証

現在お使いの減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の有効期限も今年7月31日までで、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じ1年間です。

引き続き交付対象になる方には、7月中に保険証と一緒に減額認定証をお届けしますので、8月1日から現在お持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、新しく届く「水色」のものをお使いください。

新たに必要になる方は、左記の交付要件に該当することを確認し、担当課窓口へ申請してください。

【交付要件】

- 区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税であり、次のどちらかに該当する方
 - ① 世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみのとき、その受給額が80万円以下の方）
 - ② 老齢福祉年金を受給されている方
- 区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税である方

後期高齢者医療被保険者証（ピンク色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成26年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発給期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成25年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011010 公印(朱)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（水色）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成25年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給期日	平成25年 8月 1日
有効期限	平成26年 7月31日
適用区分	区分Ⅰ
長期入院該当年月日	平成25年 8月 1日 保険者印
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011010 公印(朱)



医療費通知の発行

被保険者の皆さんに健康や医療への理解を深めていただくことと、医療費を半年ごとにとまとめた「医療費通知」を希望する方に送付しています。希望する方は、北海道後期高齢者医療広域連合か市担当課窓口へ連絡してください。（電話での連絡だけで手続きできます）

※ 次の発行は、9月（今年1月～6月の医療費を対象）に行います。

※ すでに発行希望の連絡をしている方は、継続して発行します。再度の連絡は必要ありません

※ この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをする必要はありません

※ この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません

問

保険医療課
医療給付係
(市役所1階③番窓口)

☎23-3331

内線280・287